

審 査 基 準

基準の名称	公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可（公園予定区域を含む）				
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 处 分 の 概 要			
都市公園法	05-1 (33-4)	都市公園における公園管理者以外の者による公園施設の設置又は管理の許可（公園予定区域を含む）			
基 準 の 内 容					
<p>都市公園は、公共施設であるため、公園管理者が自ら管理することが原則であるが、公園施設の中には、売店、飲食店等公園管理者が自ら経営するには不適切なものや専門性等の理由により公園管理者が自ら設け又は管理することが困難なものがある。また、近年、環境に対する国民の関心の高まり、社会貢献に対する意識の高まり等を背景に、公園施設の設置や管理への地域住民等の参画などのニーズが高まってきており、これらのニーズに対応するためには、地域住民団体等多様な主体がより主体的に自らの判断に基づき、都市公園の機能の増進に資するべく、都市公園の整備と管理を行えることが必要となっている。</p>					
<p>1 方針</p> <p>公園管理者以外の者による公園施設の設置は、「都市公園の利用の促進等の機能の向上」、「都市公園の整備・管理への住民の参画の促進」、「地域のニーズに対応した都市公園の整備・管理の促進」、「地域の活性化」、「住民の自然愛護や環境保護に対する意識の向上等」を勘案して許可するものとする。</p>					
<p>2 許可の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 都市公園法第2条第2項各号及び同法施行令第5条各号に掲げる公園施設を対象とする。 (2) 法第5条第2項第1号に規定する「公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適切又は困難」とは、一般的に営利行為を伴うもの、又は専門的な経営・運営ノウハウを必要とするものをいう。 (3) 法第5条第2項第2号に規定する「都市公園の機能の増進に資する」かどうかは、対象とする公園施設の効用の内容や性格等の観点から判断することが必要であり、ある公園施設が都市公園の設置目的の効用を全うするものに該当するか否かについては、個々の都市公園の設置目的や性格に応じて具体的に判断するものとする。例として、次のような場合がある。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 公園管理者が自ら公園施設を設置又は管理するよりも、地域の状況に即してきめ細やかな管理等が期待される場合（例えば、地域住民団体による身近な公園における公園施設の設置又は管理など） (イ) 公園管理者が自ら公園施設を設置又は管理するよりも、第三者が有する専門的なノウハウや企画力、資金力等により、当該公園施設の機能が向上する場合 (ウ) 当該公園施設の管理コストが節減される場合（特定のスポーツ競技のための公園施設の設置又は管理を当該スポーツ競技の愛好団体が行う場合、レストランを管理する民間事業者がレストラン前の芝生広場や花壇も一体的に管理して利用者が多い週末等にはオープンカフェとして利用する場合など） (4) 第三者に対する公園施設の設置の許可は、都市における公園の配置、規模及び性格を勘案し、その公園施設が設置されることとなる都市公園の全体計画に基づいた明確な設計意図のもとに、当該都市公園の効用が全うできるように行なうものとする。 (5) 第三者が管理する公園施設は、一般公衆の利用に供するものであること。 (6) 営利行為を伴う公園施設の許可にあっては、一般公衆の自由な利用に供されるべき公共施設たる都市公園の本来の使命に影響を及ぼすことのないように、入場料その他の料金の価格や販売する物品の種類及び価格等が社会通念上、適正なものかどうかを確認するとともに、必要に応じて指導等を行うものとする。 (7) 第三者が設置・管理する公園施設の名称等については、一定の許容範囲を定めるものとする。この場合、必要に応じ、徳島県屋外広告物条例及び同法施行規則との調整を図るものとする。 (8) この許可には、必要に応じて、修景施設の設置等周囲の景観を維持するため必要な条件を附することができるものとする。 					

3 許可を受ける者

許可を受けることができる主体は、法律上特段の限定はないが、許可を与える公園施設の規模や管理の内容等に応じ、当該公園施設を設置又は管理するのに十分な能力や財産的基礎を有する者として、適切な者に対して許可を与えるものとする。

ただし、便益施設である売店（自動販売機を含む）は、一般公衆の利用の機会が特に多く、公園利用者のニーズを把握した上で配置する必要があること、利用に際するトラブルに迅速に対応する必要があることなどから、公園の指定管理者が自主事業として設置する場合に対してのみ、設置許可を与えるものとする。

また、既に設置されているものについても、各公園の次期指定管理者の指定時など適切な時期に同様の取扱いを適用していくものとする。

なお、法人格のない任意団体に対しては、名宛人として許可を与えないこととし、必要な場合は、法人格を取得するように指導するか、代表である私人又は法人を名宛人として許可を行う等により、その責任を明確にしておくこと。

4 設置又は管理の期間並びに更新する場合の期間

都市公園法第5条第3項で許可の最長限度を10年と定めているのは、同一の者が途中で何の手続きもせずに長期にわたって公園施設を設置又は管理した場合、当該都市公園における公園施設の役割や許可の前提となった事実関係が変化すること等が想定されることから、このような変化等に応じ許可の必要性を定期的に検討することができるようにならためである。よって、この期間を更新する場合についても、同様に10年を超えることはできない。

5 その他

上記の取扱いは、都市公園法第5条第1項の規定に基づく「許可を受けた事項の変更」及び同法第33条第4項の規定に基づく「公園予定区域における公園施設の設置又は管理の許可及びこれらの変更」の場合にも準用する。